

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年11月12日栃木県知事の許可を受け、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）を次のとおり変更したので、同法第291条の4第3項の規定により公表する。

令和6年11月15日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄



栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。